

高槻市告示第 494 号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の撤回 及び形質変更時要届出区域の指定について

以下の土地の区域については、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき平成 28 年高槻市告示第 564 号により要措置区域に指定したが、このたび土壤汚染対策法第 6 条第 1 項第 2 号に該当しないことが判明したため、指定を撤回するとともに、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき形質変更時要届出区域として指定する。

平成 30 年 10 月 1 日

高槻市長 濱田 剛史

1. 要措置区域の指定を撤回し、形質変更時要届出区域として指定する区域の所在地
高槻市野見町 1492 番 1 の一部 （別図の通り）
2. 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

